

幼稚園九〇年を迎えて



莊 司 雅 子

わが国の幼稚園が明治九年(西暦一八七六年)にお茶の水女子大
学の前身である東京女子師範学校に国立として創立されてから今
年で九〇年になる。ところで世界最初の幼稚園がドイツの教育學
者フリードリヒ・フレーベルによつてチューリンゲンの森の片田舎
ブランケンブルクに創設されたのは一八四〇年である。だからわ
が国の幼稚園は歴史的には相當に古いことができる。世界
的に見て幼稚園が最も普及されているアメリカの幼稚園の歴史と
わが国との較べてみよう。ビーボディ女史によつてボストンに最
初のアメリカ幼稚園が創設されたのは、一八六〇年でわが国より
も一六年先のことである。その後当時教育長であったウイリア
ム・ハリスとサン・ブロー女史の二人によつてセントルイスに
公立幼稚園として小学校に付設されたのは一八七三年でわが国
公立幼稚園よりもわずか三年古いだけであった。アメリカで公立
小学校に幼稚園を併設することは、最初はもちろんいろいろの理

由で反対があつた。最初の日、子どもはわずか二〇人しかこなか
つたが、三年後には全部で三〇校の公立小学校に幼稚園が付設さ
れ、人々の予期に反してきわめて成功を見た。この間にブロー女
史はハリスに助けられて幼稚園教員養成に努めた。もちろんフレ
ーベル主義の幼稚園で一貫した。このフレーベル主義の幼稚園と
いうのはフレーベルの恩物をあまりにも機械的に形式的にとりあ
つかい過ぎて、せっかくのフレーベルの本来の意図に反したこと
になつた。そのためアメリカの心理学者や教育学者、例えばスタ
ンレー・ホール、ジョン・デューイやキルバトリックらに批判さ
れ多くの改革が行なわれた。しかし幼稚園の制度上、行政上に関
してはセントルイスに創設されたものに準じて今日にいたつてい
る。したがつてアメリカの幼稚園はほとんど公立小学校に併設さ
れている。だからアメリカでは小学校と幼稚園というように二校
の標札がかかげられていない。初等学校といえば幼稚園をどおし

て七年となっている。小学校長は同時に幼稚園長である。先生方の資格は幼稚園と小学校と同じである。だから幼稚園の先生がそのまま小学校一年生や二年生にもちあがるところがある。教師の養成や待遇も、幼稚園と小学校とは同一条件によって行なわれ、

同一の給与水準で行なわれている。教育の内容も方法も運営組織も、幼稚園と小学校との一貫性が徹底している。それは幼児児童の心身の発達がこのような一貫性を要求しているからである。したがって幼稚園を学校教育からもきりはなしてはいけない教育の前段階である。だからそれは小学校を縮小したものであってもいけない。幼稚園より進んだ発達段階が小学校であるという考え方になる。これは発達心理学や学習心理学の研究が進むにつれて確認された。四歳から八歳は心理的に一つのものであるから、幼稚園と小学校低学年では同じ原理でカリキュラムが作られなければならぬという考え方もでてきた。このようにアメリカでは一八三七年に幼稚園が公立小学校に付設されて以来、今日に至っている。そして幼稚園は義務教育ではなくてもほとんどの子どもは四歳になれば公立幼稚園へ、それ以下の子どもは希望によつて保育所へ通うということになつていてる。

さてわが国の幼稚園はアメリカと同じく、最初から公立として発足し、同じくフレーベル主義で行なわれた。ただそれは小学校に付設されたのでなく、女子師範学校に付設されたため、幼稚園

は小学校とは別個のものであり、教育の体系からはなれた別のものとして運営されてきたところにわが国の幼稚園の特色があると同時に、現代に見るような就学前教育の複雑さ、あいまいさと問題点などがある。

そもそもわが国の幼稚園創設は当時の文部省当局の進歩的な先覚者から提出されたものであつたことは周知の通りである。これは当時有識者による海外文化輸入の副産物であり、政府による教育制度の整備という国内政策の一部として出現したものであつて、決して民間からの要望でもなく、また教育学者や心理学者の研究の結果提唱されたものでもない。したがつて幼稚園は当時では一般庶民には縁遠いものであった。そのため人々は幼稚園は有产階級や貴族階級の子弟の行くところであるという錯覚におちいった。しかしそのうちに鹿児島、大阪、仙台にそれぞれの女子師範学校に附属幼稚園が設立され、私立幼稚園も次第に増え、公立の数を越えてしまつた。しかしその目的はいずれも女性に保育法を学ばせて、よき母になることが主であった。なるほど幼稚園は保守や女性や母親のためのよき保育法の見習場所であり、観察の場所であることは、フレーベルの幼稚園の目的の一つではある。しかしそれはあくまでも幼児の心身の発達を重んじ、個性を重んずる立場からフレーベルが提唱したものであつたが、実際にはフレーベルの意図はあまり実現されなかつた。

幼稚園の増加につれ、幼稚園保母養成の必要にせまられて、文部省は明治二年六月、幼稚園保母練習科規則を制定し、これを同じく東京女子師範学校に付設した。これがわが国における保母養成機関の最初のものである。このようにしてわが国の幼稚園は急速に発達をとげ、明治二年、三年、四年、大正一五年などと數度の小学校令の改正や一部改正などの機会を経て、その形式と内容は次第に整備されるにいたつた。ことに大正一五年四月の文部省訓令が從来小学校令の中に規定されていた幼稚園を、独立した幼稚園令として公布した。これによつてわが国の幼稚園は明治初年の設立当時に比して大いに趣きを異にすることとなつた。というのは、從来幼稚園がとかく富裕階級や有識家庭の独占物のように考えられていた点を脱し、一般家庭教育の補助として必要であるばかりではなくて、社会的にも必要な機関としてその設立の急務が確認されるようになったからである。

さて、終戦後の昭和二年三月末、米国教育使節団の日本の教育に関する報告書によつて、わが国幼稚園はさるに一大飛躍をみた。「子どもの成長と発達についての正しい原則よりして、学校的施設を幼児にまで拡張することが正当である。正規の学校教育組織に必要な修正がなされ、適切な予算をあたえた後に、補助的な育児学校や幼稚園を設置して、それを初等学校の一部に編入することを勧告する」このようないいを告は、近年の学者の研究の結

果、幼稚園は人間の成長発達の上からみて当然必要な教育機関であるということがわかり、從来家庭教育の補助と考えた消極的な立場から進んで、積極的な教育機関であることを認めたものである。事実アメリカの教育制度に占める幼稚園の位置をみると、このことが明らかである。こうしてアメリカの学校化した幼稚園制度がわが国に輸入されて、幼稚園がいまや学校教育法によって学校教育体系に編入された。学校教育法のうち、幼稚園に関する規定は第七章の第七七条から第八二条までの六か条で、同法施行規則においては同じく第七章の第七四条から第七七条までの四か条である。そのほか教職員免許法によつて新制大学における幼稚園教員養成方法が決定されたことや、公立幼稚園の教員俸給費が現在市區町村費支弁であるのを都道府県支弁に改正することなど、いずれも幼稚園教育の重要性が認識されてきたことを物語るものであり、またわが国幼稚園教育の躍進を約束するものといつてよい。しかし法律だけは立派にできているが、それが十分に実現されていないのが現状である。文部省はじめ都道府県の教育委員会で、幼稚園の行政費や教育内容の指導面に力を入れてゐるところが殆んどなく、全く野放し状態で今日に至つてゐる。更に制度面では幼稚園と保育所との二つの就学前幼児教育機関が並列しているところにも大きな問題が残つてゐる。昭和二三年に幼稚園は学校教育法の適用を受け、保育所は児童福祉法の適用を受けるようになつた。

なり、幼稚園は文部省の所管に、保育所は厚生省の所管に属している。そして幼稚園や保育所にはいつてくる児童は年令層といい、身心の発達といい、家庭環境といい、多くの共通点をもつてゐるところに問題がある。また地域によっては保育所がなかつたり、幼稚園がなかつたりしている。しかも文部省は幼稚園を継子扱いにし、厚生省は保育所の教育面の指導に力を欠くという状態が今日まで続き、児童教育面に多くの問題が起つてきただ。こうした状態に対して世の識者の批判が次第にきびしくなってきた。

その世論に答えて文部省は遂に三八年八月に幼稚園教育振興七年計画を発表した。これは小学校一年入学児の中に占める幼稚園修了者の比を七年間に全国平均について六〇パーセントにまで高めることをねらつたものである。小学校入学児における幼稚園修了者の比率は一〇年前は二一・八パーセントで、昭和三九年度には三八・七パーセントにまで上昇している。七年後には六〇パーセントに近いのが方を予想して七年計画がなされたものと思う。しかし保育所から小学校へくる子どもが、現在約二〇パーセントであるとすれば七年後には幼稚園と保育所を含めて一〇〇パーセントに近くなると思う。

すでに述べたように、幼稚園と保育所が同じ児童期の教育をすることになつてゐるが、その管轄面を異にするために多くの問題が起つてゐる。このことに対して世の人々は次第に関心をもつ

ようになり、幼稚園、保育所との相互連関をはからねばならないことが強調されるようになった。そこへ、三八年七月に就任した灘尾文部大臣の幼稚園義務化に関する発言が注目され、幼稚園と保育所との関連の調整の問題がしんげんにとりあげられた。その結果、文部省では教育課程改善案、幼稚園教育要領改訂案を発表し、厚生省では保育制度特別部会中間報告を発表した。そして三八年八月末には文部省の関連審議会と厚生省の関連審議会の委員が相互に話し合いをする段階になつた。更に両省の局長課長間の話し合いもなされ、これらの結果が幼稚園教育要領改訂案発表とほどんど同時の一〇月二八日にだされた文部省初等中等教育局長と厚生省児童局長との共同通達「幼稚園と保育所との関係について」である。この共同通達は多くの波紋をもたらしたが画期的な事柄である。その内容は、幼稚園と保育所の両施設の独自性を認めつつ、教育面に関しては、内容的に一元化をはかつてゐることである。ただこうした通達をすることは容易であるが運営する現場にとってそれを実現することはきわめて困難であると思う。今日わが国の幼稚園教育の問題点は現場の指導面にも多分にあるが、それよりも根本的なものは行政面や制度面にあると私は思う。幼稚園九年を迎えて痛感せられることは、幼稚園と小学校との制度上の改善、幼稚園教師の養成及び待遇の問題解決及び幼稚園と保育所の平行線から起つてゐる多くの問題解決などである。